

支援のあり方の見直しについて（案）

資料 2 の点検・評価結果（案）を踏まえ、以下のとおり現行の支障除去等に対する支援のあり方を見直す。

（1）産業界からのより幅広い出えんの協力について

- 産業界の負担に関しては、平成 28 年度以降は、「平成 27 年度の支障除去等に対する支援に関する検討会」で示された「平成 28 年度以降の支援のあり方について」に基づき、マニフェスト頒布団体等に必要な協力を求めることとしてきたが、点検・評価の結果から、より幅広い出えんの協力を得られる仕組みを確保することが必要であるため、令和 3 年度以降の基金への出えんに関しては、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から任意の出えんの協力依頼を行うこととする。その際、平成 27 年度以前のような、特定の業界団体等にもみ出えんを依頼する方法は採用せず、あくまで社会貢献の観点からの任意の拠出とする。

- その上で、これまでの経緯にかんがみ、マニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、産業界から可能な限り要請額満額が確保できるよう努める。これに当たり、これまで出えんの協力をいただけていないマニフェスト頒布団体等に対しても、国からさらなる働きかけを行うこととする。

（2）支援額の絞り込みについて

- 平成 28 年度から令和 2 年度の各年度の支援額が、当初の支援必要見込額を大幅に超過していることを踏まえ、都道府県等による適切な不法投棄対策の実施の観点から、支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮することとする。
 - ①不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について
 - ・ 監視・パトロールの体制・頻度が適切であったか
 - ・ 処理業者、排出事業者に対する普及啓発等を行っていたか
 - ・ 不法投棄が発生した場所が、行政が把握しやすい処理業者の敷地内や敷地近辺、またパトロールや通報で発見しやすい場所ではなかったか
 - ・ 過去に本基金による支援実績がある都道府県等の場合は、その際に策定した再発防止策を徹底してもなお防げなかった事案であるか
 - ②不法投棄等事案の発覚時の行政対応について
 - ・ 行為者の特定作業が迅速かつ的確であったか
 - ・ 行為者に対し、速やかに改善命令や措置命令等の行政処分を行ったか
 - ・ 排出事業者等の特定作業や当該者への費用請求等が迅速かつ的確であったか

③不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について

- ・新たに監視・パトロール体制・頻度の強化を行ったか
- ・不法投棄等事案を未然に防止できなかった原因を分析し、適切に対応したか

○ また、「平成 27 年度の支障除去等に対する支援に関する検討会」の報告書において、支障除去等を行った都道府県等に対する支援が必要な理由として、「支障等の原因となった産業廃棄物が、不法投棄等が行われた都道府県等以外から持ち込まれている例もあり、支障除去等に要した費用を当該都道府県等のみが負担することは不公平。」とされていることから、他の都道府県等からの産業廃棄物の受け入れ方針についても、公平性の観点から考慮することとする。

○ なお、以上の点についての詳細な運用は、基金を管理している適正処理推進センターが環境省と協議して決定する。

(3) 支援のあり方についての今後の方向性

○ 今後、より幅広く出えんの依頼をしていくに当たり、本基金の社会的価値を強調し、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する。

○ また、本基金制度の効果を持続可能なものとするため、本見直し後の基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、支援のあり方を継続的に見直すこととする。